

**新潟県ラグビーフットボール協会「新潟ラグビースポンサー」
広告掲載取り扱いに関するガイドライン**

新潟県ラグビーフットボール協会

第1条（広告全般に関する基本的な考え方）

本ガイドラインは、新潟県ラグビーフットボール協会（以下「当協会」という。）の広告媒体に掲載する広告の取り扱いについて必要な事項について定めるものとする。

当協会の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

第2条（規制業種又は事業者）

次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 当協会の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種。風俗営業類似の業種
- (4) 消費者金融の業種
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 各種法令に違反している事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう）並びにこれらと関係を有している事業者
- (10) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、当協会がふさわしくないと認めた場合
- (12) 前各号の規程については、広告がリンクしているウェブサイトの内容についても適用する。

第3条（広告表示内容に関する個別の基準）

具体的な表示内容等については、掲載の都度、当協会が検討し、判断することとする。その結果、内容の訂正・削除等が必要な場合には、その旨を広告掲載申請者に依頼することとし、依頼を受けた広告掲載申請者は、正当な理由がある場合以外は訂正・削除等に応じなければならない。

第4条（広告掲載料の支払い）

広告掲載の決定を受けた広告主は、当協会が指定する期日までに広告掲載料を支払う。

第5条（広告原稿の作成及び提出）

広告原稿は、広告主の負担で作成し、当協会が指定する方法にて期日までに提出するものとする。

第6条（広告の掲載に伴う責任等）

広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

第7条（その他）

このガイドラインに定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は当協会が別に定める。

【附則】

本ガイドラインは 2020年2月1日から施工する。